

宮城県精神障害者地域受入体制拡充支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域共生社会を実現することを目的として、精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住まいを確保するために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に定める共同生活援助を行うグループホーム（以下同じ。）の整備に関して、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が行う施設整備に要する経費について、当該社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、宮城県精神障害者地域受入体制拡充支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付の対象となる経費及び補助基準額又は補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備申請額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 歳入歳出予算（補正見込）書抄本
- (4) 納税証明書（県税）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) その他知事が必要と認める書類等

3 次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人等は、交付申請することができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が、補助金の額に変更を来すことなく、かつ、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更である場合にあっては、この限りでない。この場合、変更の理由が生じた

後速やかに、様式第2号に準じた様式により知事に報告すること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第5 規則第10条の規定による報告は、次の時期ごとに様式第4号により行わなければならない。

(1) 補助対象事業を着工したとき

(2) 前号の事業着工した日の属する年度の12月末日現在の状況について翌月10日まで

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとする。

2 前項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 施設整備精算額内訳書

(2) 事業実績報告書

(3) 歳入歳出決算(見込)書抄本

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することがある。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第9 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

(財産の処分の制限)

- 第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、その取得価格又は効用の増加の価格が30万円以上であるものとする。
- 2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める社会福祉施設整備費補助金に係る財産及び処分制限期間を準用する。
- 3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第7号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年会発第0417001号)により定める承認基準を準用し、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	補助基準額	補助額
<p>精神障害者を積極的に受入れる（定員の3割以上を満たす）ためのグループホームの創設及び改築に必要な工事費又は工事請負費（土地の買収又は整地に要する費用、職員の宿舎に要する費用及びその他施設整備費として適当と認められない費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」別紙）に定める国庫補助基準額に準じる。</p>	<p>対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額（千円未満切り捨て）と、総事業費から寄附金その他収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額に3/4を乗じて得た額（千円未満切り捨て）と、補助基準額を比較して、最も低い額以内</p>

注1) 「創設」とは「新たに施設を整備すること」をいい、「改築」とは「既存施設の改築整備をすること」をいう。